

## 【やいづテレワーク専用施設 Anchor（アンカー）】利用規則

焼津市は、やいづテレワーク専用施設 Anchor（アンカー）（以下「本施設」という）の利用契約（以下「利用契約」という）に基づき、会員（以下「会員」という）に対し、各種サービス（以下「本サービス」という）を提供するにあたり必要な運営上の規則、及び会員の施設利用にあたり遵守すべき事項について、下記の通り利用規則（以下「本利用規則」という）を定める。

### 第1条 施設の利用目的

会員は、施設を、執務スペースや会員相互の交流の場として利用することを目的とする。

### 第2条 運営管理者

各施設の運営管理は、焼津市（以下「運営管理者」という）が行うこととする。

### 第3条 会員資格

1. 会員の資格は、焼津市と利用契約を締結した法人等（以下「契約者」という）の従業員が有するものとする。
2. 会員は、別紙利用契約に基づき、サービスの提供を受ける権利を有するものとする。
3. 会員が、以下の項目のいずれか一つに該当する事業に関連する者であると判断された場合、運営管理者は会員に対し、事前の通知もしくは催告を要することなく、利用停止処分または本利用規則の全部もしくは一部を解除することができるものとする。これにより会員がこうむった損害については、運営管理者は一切責任を負わないものとする。
  - (1) 法令に反する事業及び法令に反するおそれのある事業。
  - (2) 公序良俗に反すると運営管理者が判断する事業。
  - (3) 性風俗関連の事業。
  - (4) 暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体に関する事業。
  - (5) 特定の宗教に関わる事業及び勧誘を目的とする事業。
  - (6) ねずみ講・マルチ商法その他連鎖販売取引への勧誘を目的とする事業。
  - (7) 公営競技を含め、賭博、ギャンブルに関する事業。
  - (8) その他、運営管理者が不相当と認める事業。

4. 会員は、次の各号に該当する場合、該当した時点をもって会員資格を失うものとする。なお、当該会員資格喪失時点をもって、会員としての一切の権利を失い、本施設を会員として利用することはできなくなるものとする。

(1) 会員の法人が本利用規則等に基づき退会、または運営管理者から退会、除名処分を受けたとき

(2) 会員の法人が、事由の如何を問わず、解散したとき

(3) 運営管理者が本サービスの全部を終了するとき

(4) 前各号に準ずる事項が生じたとき

#### 第4条 利用法人登録手続き

1. 法人が本施設の利用を希望する場合、運営管理者が定める方法で必要事項を申請し、運営管理者に対し利用登録を申し込むものとする。なお、申し込みの際は、本利用規則に同意したものとする。本利用規則に同意できない場合は、利用登録を申し込むことはできないこととする。

2. 運営管理者は、前項に基づく申し込みに対し、利用登録を承諾するかの審査を速やかに実施するものとする。

当該審査の結果、運営管理者が当該利用登録希望法人（以下「登録希望法人」という）に対して承諾の意思表示をした場合、当該意思表示の通知をもって会員登録審査完了とするものとする。なお、運営管理者は、その自由な裁量により利用申し込みを承認し、または承認しないことができ、承認しない場合はその理由は示さないものとする。

3. 前項に基づく登録希望法人の審査にあたり、運営管理者は、登録希望法人に対し、運営管理者が審査に必要と判断する資料の提出を求められることができるものとし、法人は、運営管理者のかかる要請に従い、当該資料を速やかに運営管理者に提出するものとする。

4. 利用登録審査完了後、登録希望法人は、利用契約書によって利用契約を締結する。また、別途運営管理者が定める運営管理者が提示した月額利用金額を支払うものとする。

5. 利用登録手続きの完了後、別途運営管理者より利用許可書を発行する。

6. 利用契約申し込み時、運営管理者が指定する以下の書類を提出する。

##### 【必要書類】

(1) 入会申込書

(2) 本施設利用会員の一覧（任意様式）

#### 第5条 退会について

1. 契約者が、退会を希望する場合には、運営管理者が定める所定の手続きを行

うこととする。

2. 運営管理者は退会手続の際に、退会確認書を交付し、契約者はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとする。
3. 契約者は、退会する日までに運営管理者に対する全ての債務を履行しなければならない。なお、退会した日以降も、未払いの利用料金や運営管理者に対する債務が残っている場合は、運営管理者に全額弁済されるまで退会後も支払義務を負うものとする。
4. 休会制度は設定しないものとする。

## 第6条 施設の利用

1. 会員は、施設を営業時間内に限り利用することができる。
2. 施設の入退室の際は、運営管理者から指定される方法で出入口にある施錠システムにて入室及び退室しなければならない。
3. 会員は、営業時間内に限り、運営管理者が定める方法により事前に利用予約をすることで、個室（2部屋）会議室（1部屋）を原則2時間以内で利用することができる。なお、会議室定員以下の人数に限り、会員のゲスト（以下「ゲスト」という。）として、会員でない者を各施設に入室させることができる。
4. 会員は、施設に付帯する設備（以下「付帯設備」という。）を使用することができる。
5. 会員は、施設及び付帯設備について所有権、賃借権を含む一切の権利を主張することはできず、付帯設備の移動等原状変更は認められない。
6. 会員は、施設において、会員が所有又は占有する動産等（以下「私物等」という。）の管理を自己責任で行わなければならない。会員の私物等に紛失、盗難、破損又は汚染等の損害が生じても、運営管理者は一切その責任を負わない。
7. 会員は、施設利用時において、運営管理者から身分証明書の提示を求められた場合には、これに応じなければならない。
8. 会員が、新型コロナウイルスに感染している疑いのある場合は、当該会員の入館を拒否する場合がある。

## 第7条 営業時間及び休館日

1. 各施設の営業時間は9：00～18：00までとする。
2. 休館日は土日祝日及び12/29～1/3とする。
3. 前項にかかわらず、運営管理者は、施設の管理上必要がある場合又は停電その他の事由により本サービスの提供が困難であると判断した場合には、必要最小限の範囲内で臨時休館日又は営業時間の短縮を設定することができるものとし、会員はこれを異議なく承諾するものとする。かかる場合、運営管理者

は、会員に対し、速やかに臨時休館日を告知するものとする。

4. 前項の告知の方法は、運営管理者の指定するホームページ、フェイスブック等への掲載により行う。

#### 第8条 善管注意義務及び建物内規則の遵守

1. 会員は、本利用規則を遵守し、施設及び施設が所在する建物（以下「本建物」という）の共用部分を善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。
2. 会員は、本利用規則を遵守しなければならない。
3. 会員は、ゲストに対しても、前二項の義務を遵守させなければならない。

#### 第9条 費用負担

会員、又はゲストが、故意又は過失により、施設内に設置された什器等を破損、毀損した場合の修理・交換等にかかる費用に関しては、会員の負担とする。

#### 第10条 イベント等の開催

1. 施設の全部もしくは一部又は運営管理者が指定するスペースにおいて、運営管理者又は運営管理者の承諾を得た者（以下「主催者」という）がイベント、セミナー等（以下「イベント等」という。）を実施する場合、運営管理者はイベント等の準備又は実施のため、会員による施設の利用を一時的に制限することができ、会員はこれを異議なく承諾するものとする。
2. イベント等の開催時は、主催者はイベント概要と参加者名簿等を作成し、運営管理者に提出するものとする。
3. 運営管理者は、会員に対し、イベント等の開催スケジュールを予め告知する。告知の方法は、運営管理者の指定するホームページ、フェイスブックへの掲載等の方法により行う。

#### 第11条 禁止事項

運営管理者は、会員が、以下の各号の行為又はこれに類似する行為を禁止し、会員が仮に当該禁止行為を行った場合には、直ちに契約者に対し、施設の利用を中止させる等の処置をとることができる。

- (1) 建物の2階以上に侵入すること。
- (2) 施設の住所及び名称を用いて、商業登記等の登記手続をすること。
- (3) 施設の住所及び名称を、会員の業務の本拠として名刺を含むすべての印刷物又はホームページ等の電子媒体へ掲載すること。
- (4) 施設の住所及び名称を郵便物の宛先とすること。
- (5) 本建物及び施設を利用する他の会員及びその他の第三者に迷惑を及ぼす音、

振動又は臭気等を発する行為。

- (6) 本施設で喫煙をすること。
- (7) 本施設で飲酒をすること。
- (8) 本施設において寝位による仮眠をとること。
- (9) 本施設に動物を持ち込み又は飼育する行為。
- (10) 本施設に看板、ポスター等の広告物を貼ること。
- (11) 本施設にて物販等の営業活動、宗教活動又は政治活動を行うこと。
- (12) 本施設に火器等を使用すること又は火器等を持ち込むこと。
- (13) 他の会員に嫌悪感を与える服装で各施設を利用すること。
- (14) 本施設において、商品の販売、物品の修理その他金品の授受を伴う取引を行うこと。
- (15) 本施設において、法令等に違反する行為を行うこと。
- (16) 暴力団関係者、又は反社会的勢力との関わりをもつこと。
- (17) 公序良俗に反する行為等、運営管理者が不適切と判断する行為を行うこと。

#### 第12条 私物等の管理

1. 長時間放置された私物等（以下「放置物」という。）については、これが他の会員の迷惑になると運営管理者が判断した場合、運営管理者は、当該放置物を他の場所に移動させ、貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分するものとする。
2. 前項にかかわらず、放置物が飲食物・雑誌等であった場合、運営管理者はこれらを即日処分するものとする。
3. 会員は前二項の処置について異議なく承諾するものとする。

#### 第13条 秘密保持

1. 本利用規則において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿にしたい情報の全てであり、かつ、会員が各施設を利用することに伴い知り得た運営管理者又は他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいう。
2. 各施設は、利用契約及び本利用規則に基づき、多数の会員が共用する施設であり、その特性に鑑み、会員は、自らの責任で秘密情報を管理しなければならない。万が一、会員の秘密情報が漏洩した場合でも、運営管理者は一切その責任を負わないものとする。
3. 会員が各施設を利用することに伴い、他の会員の秘密情報を知得した場合、会員は、善良なる管理者の注意をもって、当該秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、開示者の許可無くソーシャルネットワークサービス（SNS）や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示し又は漏洩、公開若しくは利用してはならない。万が一、

会員が本項規定の内容に違反した場合に発生した事案の一切に対し、運営管理者はその責任を負わないものとする。

#### 第14条 利用規則の変更

焼津市は、各施設の運営上必要な範囲で本利用規則を変更できるものとし、会員はこれを異議なく承諾するものとする。なお、本利用規則を変更する場合には、焼津市の所定の方法によりその旨を告知又は通知するものとする。

以上

2021年4月1日

焼津市本町2-16-32

焼津市（経済部商工課）